

令和 8 年度

国営土地改良事業地区調査
新利根川沿岸地区事業計画等策定業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容												
第 1 章 総 則 (適用範囲)													
第 1-1 条	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区事業計画等策定業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書（当初）によるものとする。												
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、過年度業務で整理した排水計画（案）、用水計画（案）及び施設整備計画（案）の補足及び検討を行い、概算総事業費を算定するとともに、過年度業務で整理した受益面積調査等を踏まえた事業計画書（案）の補足及び検討を行うものである。												
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象となる位置は、茨城県稲敷市他 1 町地内で、別添位置図に示すとおりである。												
(土地への立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。												
(一般事項) 第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。												
(管理技術者) 第 1-6 条	1 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>技術士</td><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	技術士	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目											
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画											
技術士	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画											
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－											

項 目	内 容												
(照査技術者) 第 1-7 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>〃</td><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>—</td></tr></table> 2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとりとする。 ① 業務実施計画作成時 ② 排水計画（案）及び用水計画（案）の検討終了段階 ③ 施設整備計画（案）、概算総事業費、予備協議資料の検討終了段階、 ④ 経済効果及び事業計画書（案）の検討終了段階 ⑤ 点検・取りまとめ段階 ⑥ その他、監督職員が指示した場合 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	—
資 格	技術部門	選択科目											
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画											
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画											
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	—											
(担当技術者) 第 1-8 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。												

(配置技術者の確認)

第 1-9 条

(保険加入)

第 1-10 条

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」	（公 社）農 業 農村工学会	平成 22 年 8 月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」	（公 社）農 業 農村工学会	平成 27 年 5 月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」	（公 社）農 業 農村工学会	令和 7 年 4 月
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農 林 水 産 省 農村振興局	平成 30 年 5 月
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	（公 社）農 業 農村工学会	令和 3 年 6 月
6	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	（公 社）農 業 農村工学会	平成 26 年 3 月
7	[改訂版]新たな土地改良の効果算定マニュアル	（株）大成出版社	平成 27 年 9 月

項 目	内 容																																
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。																																
(参考図書) 第 2-3 条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画作成便覧</td><td>(株) 地球社</td><td>平成 23 年 7 月</td></tr><tr><td>2</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(一社) 農業土木事業協会</td><td>平成 5 年 3 月</td></tr><tr><td>3</td><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td><td>農林水産省農村振興局</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr><tr><td>4</td><td>環境との調和に配慮した事業実施の調査計画・設計の手引き(1～3)</td><td>(公社) 農業農村工学会</td><td>平成 16 年 12 月</td></tr><tr><td>5</td><td>農業農村整備事業における景観配慮の手引き</td><td>(公社) 農業農村工学会</td><td>平成 19 年 6 月</td></tr><tr><td>6</td><td>農業農村整備事業における景観配慮の技術指針</td><td>農林水産省農村振興局</td><td>平成 30 年 5 月</td></tr><tr><td>7</td><td>農業水利施設の省エネルギー化対策の手引き</td><td>農林水産省農村振興局 整備部水資源課 施設保全管理室</td><td>—</td></tr></table> ※農業水利施設の省エネルギー化対策の手引きは、農林水産省ホームページ(https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/attach/pdf/shoeneka-1.pdf)より入手可能	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	土地改良事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 23 年 7 月	2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社) 農業土木事業協会	平成 5 年 3 月	3	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月	4	環境との調和に配慮した事業実施の調査計画・設計の手引き(1～3)	(公社) 農業農村工学会	平成 16 年 12 月	5	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	(公社) 農業農村工学会	平成 19 年 6 月	6	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 30 年 5 月	7	農業水利施設の省エネルギー化対策の手引き	農林水産省農村振興局 整備部水資源課 施設保全管理室	—
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																														
1	土地改良事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 23 年 7 月																														
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社) 農業土木事業協会	平成 5 年 3 月																														
3	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月																														
4	環境との調和に配慮した事業実施の調査計画・設計の手引き(1～3)	(公社) 農業農村工学会	平成 16 年 12 月																														
5	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	(公社) 農業農村工学会	平成 19 年 6 月																														
6	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 30 年 5 月																														
7	農業水利施設の省エネルギー化対策の手引き	農林水産省農村振興局 整備部水資源課 施設保全管理室	—																														

項 目	内 容	
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。	
	貸 与 資 料	数量
	平成 25 年度 国営造成施設水利管理事業 新利根川沿岸地区河川流況検討業務報告書	1 式
	平成 25 年度 広域基盤整備計画調査 霞ヶ浦周辺地域広域基盤整備計画策定業務報告書	1 式
	平成 26 年度 完了地区フォローアップ調査 新利根川沿岸地区整備構想検討業務報告書	1 式
	平成 27 年度 完了地区フォローアップ調査 新利根川沿岸地区他事業整備構想検討業務報告書	1 式
	平成 28 年度 完了地区フォローアップ調査 新利根川沿岸地区作付状況等調査業務報告書	1 式
	平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想検討業務報告書	1 式
	平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想概定業務報告書	1 式
	平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域水管理等検討業務報告書	1 式
	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務報告書	1 式
	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務報告書	1 式
	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務報告書	1 式
	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務報告書	1 式
	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画検討その他業務報告書	1 式
	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域土地所有状況・経済効果等検討業務報告書	1 式
	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域太田幹線用水路等機能診断業務報告書	1 式
	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画（案）検討その他業務報告書	1 式
	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区土地所有状況・営農計画検討業務報告書	1 式
	令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区十余島用水機場他機能診断業務報告書	1 式
	令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区伊崎排水機場他機能診断業務報告書	1 式
	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区事業計画等策定業務	1 式
	新利根川沿岸地区事業誌	1 式
	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	

項 目	内 容				
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。				
(関連業務) 第 2-6 条	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 なお、関連業務は本業務実施途中で追加される場合がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務</td><td>R8. 5. 14 ～R9. 1. 28</td></tr> </tbody> </table>	業務名	業務実施期間	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務	R8. 5. 14 ～R9. 1. 28
業務名	業務実施期間				
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務	R8. 5. 14 ～R9. 1. 28				
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 【作業項目内訳表】に示すとおりである。				
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。ただし、別紙 1 【作業項目内訳表】の 3. の「②基底流量調査」に係る測定器・器具を除く。 (6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。 (7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (8) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。				

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第 3-3 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（３）によりこれを実施するものとする。 (1)使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2)機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3)黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない

項 目	内 容
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（排水計画（案）及び用水計画（案）の検討終了段階） 第 3 回 中間打合せ（施設整備計画（案）、概算総事業費及び予備協議資料の検討終了段階） 第 4 回 中間打合せ（事業計画書（案）の検討終了段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所でいうものとする。
第 5 章 技術提案書の取扱いについて (技術提案の履行) 第 5-1 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1 部
(成果物の提出先) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1-6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

項 目	内 容
(業務スライドの 試行) 第 7-2 条	(3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) 調査項目の追加が生じた場合。 (8) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。 (9) その他重要な変更が生じた場合。 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）URL （「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」）に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後 に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となった と認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 （業務 費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。 以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎と して算出した変動前残業務費に 相応する額をいう。以下この条において同 じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務 費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数 等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知す る。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行 うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるの は、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急 激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当とな ったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の 変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議し て定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあって は、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定 め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を 行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受 注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものと する。
第 8 章 定めなき 事項 （定めなき事項） 第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合 は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

項 目	内 容
(再調査) 第 8-2 条	調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。

〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	作業量	備考
1. 準備作業			
1-1. 資料の検討	貸与資料を基に作業計画の検討を行い、必要資料の検討及び作業方針を確立する。	一式	
1-2. 現地調査	本業務の実施にあたり必要となる現地調査を行う。	一式	
2. 排水計画(案)の補足検討及び更新			
①計画基準降雨の検討	過年度までに検討した1/10確率年の計画基準降雨について、令和7年までの降雨データを追加して補足検討を行う。ただし、令和7年4月に改定された「土地改良事業計画設計基準 計画「排水」」に基づく検討とする。	一式	
②排水解析モデル及び排水計画(案)の更新	過年度までに検討した排水計画(案)について、関連業務による受益面積及び土地利用計画(案)の整理並びに2. ①の内容を反映し、排水解析モデル及び排水計画(案)を更新する。	一式	
③排水解析	上記の②を基に【別紙2】のとおり21ケースの排水解析を行い、湛水状況のとりまとめ及び湛水区域図の作成を行う。	一式	
3. 用水計画(案)の補足検討及び更新			
①計画基準降雨の検討及び用水計画(案)の更新	1/10確率年の計画基準降雨について、令和6年までの降雨データを追加して検討を行う。また、過年度までに検討した用水計画(案)について、関連業務による受益面積及び土地利用計画(案)の整理並びに計画基準降雨の検討結果を反映し、用水計画(案)を更新する。	一式	
②基底流量調査	非かんがい期に新利根川へ流入する水量を把握するために流域内に設置した3カ所の水位データ収集及び整理を行う。 過年度データも用いて、新利根川利用可能量の整理を行う。	一式	
③新たに必要となる用水量に関する検討	上記の①及び②を用いて、本地区の期別必要水量の検討を行う。	一式	
4. 施設整備計画(案)の補足検討及び更新			
①施設整備計画(案)の更新	施設管理者による施設補修等の状況、過年度までに検討した施設整備計画、排水計画(案)及び用水計画(案)の更新内容を反映し、施設整備計画(案)を更新する。	一式	
②施設検討部会資料の作成	施設検討部会で使用する資料の修正等を行う。(部会は年2回程度の開催を想定)	一式	
③用水施設と排水施設の統合的管理による更なる低炭素化の検討	本地区の更なる低炭素化に資する用水施設と排水施設の総合的な管理の検討を行う。	一式	

作 業 項 目	作 業 内 容	作業量	備 考
5. 概算総事業費の算定	4の作業により更新した施設整備計画(案)に基づき、概算工事費及び総事業費を算出する。また、算出した概算総事業費を基に、想定事業種別に事業区分毎の国、県、市町、農家の負担額を算出する。 なお、概算工事費は主要な数量及び事例等による単価により算出するものとする。	一式	
6. 河川管理者等との予備協議資料作成	上記3. 及び過年度の成果を基に河川管理者等との予備協議に係る資料作成を行う。(諸元対比表及び根拠資料の作成を想定)	一式	
7. 事業計画書(案)及び説明資料の補足検討及び更新	上記2～6の成果の成果を踏まえ、発注者が指定する様式で下記項目を作成又は一部過年度に作成した事業計画書(案)及び補足説明資料を更新する。		
第1章 目的	目的に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第2章 地域及び地積	地域、地積に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第3章 現況	気象、土地状況、水利状況、道路概況、地域農業の概況、地域環境の概況に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第4章 一般計画	事業計画の要旨、営農計画及び土地利用計画、排水計画及び用水計画に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第5章 主要工事計画	排水施設及び用水施設に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第7章 工事の着手及び完了の予定時期	工事の着手及び完了の予定時期に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第8章 環境との調和への配慮	環境との調和への配慮に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第9章 事業費の総額及び内訳	事業費の総額及び内訳に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第10章 効用	効用に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第11章 関連する事業	関連する事業に係る事項及び説明資料を作成する。	一式	更新
第12章 現況・計画図面	現況平面図、計画平面図及び土地利用計画図、主要構造図、図面目録を作成する。	一式	更新
8. 想定問答の作成	上記7.の事業計画書(案)及び説明資料、過年度までの検討資料(発注者整理)を基に、事業全般に係る想定問答を作成する。	一式	更新
9. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	一式	
10. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	

排水解析ケース

項目	確率年						
	1/2	1/3	1/6	1/10	1/15	1/30	1/50
現況	○	○	○	○	○	○	○
事業ありせば(計画)	○	○	○	○	○	○	○
事業なかりせば	○	○	○	○	○	○	○